

第1320号

AFN-1320

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2020年 6/15 (月)

『個人の株、土地・建物の譲渡 R2年度税制改正点を整理』

国税庁はこのほど、個人が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の令和2年度税制改正のあらましを公表した。一連の改正について、主なものを掲載している。

【株式の譲渡】○つみたてNISAの勘定設定期間を5年延長 ○特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を同時に設定する新たなNISAを創設、年分ごとにつみたてNISAとの選択適用が可能に ○ジュニアNISA口座の開設可能期間を終了

【土地・建物の譲渡】○所有期間が5年を超える低未利用地の譲渡で、長期譲渡所得の金額から100万円の控除が可能に○「特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例」「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」をそれぞれ2年延長 ○特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長し、以下を見直し:既成市街地の内から外への買換えでは、工場等が集積する区域内の建物・土地等を譲渡資産の範囲から除外/航空機騒音障害区域の内から外への買換えでは、譲渡資産が一定の区域内にあるときの繰延割合を70%に引き下げ/都市機能誘導区域の外から内への買換えを適用対象から除外 ○国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例を創設



『新型コロナ対策第二次補正予算 資金繰り対策や家賃支援給付等』

政府は新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化に向けた、第2次補正予算を閣議決定した。ほぼ全体を占めるコロナ対策予算は3兆1千817億1億円に上った。中小企業の資金繰り支援に更なる予算が割かれており、中でも資本金の活用に向けた予算が大きく振り分けられている。概要は以下の通り。

(1) 雇用調整助成金の拡充等: 4,519億円 (2) 資金繰り対応の強化: 1兆1千639億円・中小・小規模事業者向けの融資[8,817.4億円]・中堅・大企業向けの融資[4,521億円]・資本金の活用[23,692億円] (3) 家賃支援給付金の創設: 20,242億円 (4) 医療提供体制等の強化: 29,892億円・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金[22,370億円]※うち医療[16,279億円]、介護等[6,091億円]。・医療用マスク等の医療機関等への配布[4,379億円]・ワクチン・治療薬の開発等[2,055億円]

このほか、学生支援緊急給付金531億円(令和2年5月19日閣議決定)、医療用マスク等の医療機関等への配布1,680億円及び診療報酬上の特例的な評価(国庫負担分)159億円(令和2年5月26日閣議決定)等が措置された。

助成金

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com